

松伏町立小中学校通学区域に関する規則の一部改正（素案）に関する 意見募集要領

教育委員会では、松伏小学校と松伏第二小学校の通学区域の一部を変更するため、松伏町立小中学校通学区域に関する規則の一部改正（素案）を作成しました。
つきましては、広く町民の皆様からご意見を募集します。

記

1 意見募集対象

松伏町立小中学校通学区域に関する規則の一部改正（素案）

2 意見を提出できる方

町内在住または在勤・在学の方

3 意見募集期間

令和元年7月1日（月）から令和元年7月31日（水）まで（必着）

4 資料の閲覧及び配布場所

役場本庁舎1階町政情報コーナー、役場第二庁舎2階教育総務課、中央公民館図書室、北部サービスセンター、多世代交流学習館図書コーナー、町ホームページ

5 意見の提出方法

（1）記載事項

ア 個人：氏名、住所、電話番号、ご意見

イ 法人その他の団体：主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）が記載されていない場合は、意見として受け付けできません。

（2）提出方法

指定の意見提出用紙に記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

ア 郵 送 〒343-0192（住所不要）松伏町教育委員会教育総務課学務担当あて

イ F A X 048-991-1902 松伏町教育委員会 教育総務課学務担当あて

ウ メール kyosomu1090200@town.matsubushi.lg.jp

エ 持 参 松伏町教育委員会教育総務課（役場第二庁舎2階）

※ お電話によるご意見は受け付けておりません。

6 意見に対する回答

提出された意見は、個人が特定できないように編集したうえで意見の要旨と意見に対する町の考え方を町ホームページで公表します。

ご意見に対する個別の回答はしておりませんのでご了承願います。

問合せ先 松伏町教育委員会教育総務課学務担当
電話 048-991-1807（直通）